

地方消費税率引上げ分における使途の明確化について

平成26年4月、国と地方を合わせた消費税の税率は5%から8%に改正されました。

これにより蓬田村の歳入である地方消費税交付金は増収となり、その増収分の地方消費税収入については地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費※注1)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。

蓬田村におきましても平成27年度決算における消費税の税率改正に伴う増収分の24,717千円を以下の事業の一般財源分に充当しました。

地方消費税率引上げ分の使途(充当額 24,717千円)

(単位:千円)

事業名		事業内容	事業費※注2	財源内訳				
				特定財源			一般財源	充当額
				国庫支出金	県支出金	その他		
社会 福祉	障害者福祉事業	重度障害者の医療費助成や自立した日常生活又は社会生活を営むための支援を行う	67,344	29,944	18,015		19,385	24,717
	高齢者福祉事業	敬老会事業、老人クラブ補助、老人ホームへの入所措置、一人暮らし福祉事業等を行い、高齢者のいきがい作りや日常生活の援助を行う	7,221		226		6,995	
	児童福祉事業	子どもの医療費助成、児童手当、保育所運営費補助等を行い、健康維持及び保護者の負担軽減を図る	149,201	64,641	29,238		55,322	
社会 保険	介護保険事業	介護保険給付費、介護予防事業、任意事業等の繰出を行う	53,251	516	258		52,477	
	国民健康保険事業	保険基盤安定負担金、療養給付費負担金、財政安定化支援等の繰出を行う	45,348	4,209	13,216		27,923	
	後期高齢者医療事業	広域連合が行う低所得者等の保険料軽減に対する公費負担の繰出を行う	57,128		9,810		47,318	
保険 衛生	疾病予防対策事業	定期予防接種、任意予防接種、各種検診等を行い、村民の健康維持を図る	14,426		122		14,304	
合計			393,919	99,310	70,885	0	223,724	24,717

※注1
社会保障4経費とは、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のことです。

※注2
事業費には人件費及び事務費は含まれていません。